

2023 年度第 3 回  
愛知県人権施策推進審議会会議録

2023 年 12 月 20 日（水）

於 あいちNPO交流プラザ 会議室

愛知県県民文化局人権推進課

## 2023 年度第 3 回愛知県人権施策推進審議会 会議録

- 1 日 時 2023 年 12 月 20 日（水）午前 9 時 25 分から午前 11 時まで
- 2 場 所 あいちNPO交流プラザ 会議室（ウィルあいち 2 階）
- 3 出席者 委員 11 名  
荒川志津代委員、梶田悦子委員、後藤澄江委員、小林直三委員、  
近藤敦委員、佐藤佳弘委員、炭谷茂委員、竹内裕美委員、  
手嶋雅史委員、徳田万里子委員、宮前隆文委員

説明のため出席した者（県民文化局職員） 7 名

- 4 傍聴者 6 名

### 5 審議の概要

#### (1) 開会

（事務局）

ただいまから 2023 年度第 3 回愛知県人権施策推進審議会を開催させていただきます。

開催にあたりまして近藤会長から御挨拶をお願いします。

#### (2) あいさつ

（会長）

皆様おはようございます。会長の近藤でございます。本日は、御多忙の中、「2023 年度第 3 回愛知県人権施策推進審議会」に御出席いただきまして、ありがとうございます。

本年 5 月に開催しました第 1 回審議会では、知事から、愛知県人権尊重の社会づくり条例第 5 条第 1 項に基づく基本計画の策定について諮問がなされ、事務局から示された基本計画の骨子案について御審議いただきました。

また、9 月の第 2 回審議会では、基本計画の素案について、様々な御意見をいただいたところです。本日は、それらの意見を踏まえて事務局で作成された、基本計画案について、委員の皆様にご意見を伺ってまいりたいと考えております。

また、基本計画の審議の中で、「導入に向けて検討を進めてもらいたい」と意見した「パートナーシップ制度」については、事務局において「ファミリーシップ制度」という形で、制度の骨子案をまとめていただき、前回の審議会で御意見をいただいたところです。

本日は、それを踏まえて作成された「愛知県ファミリーシップ宣誓制度実施要綱案」についても御意見をいただければと存じます。

委員の皆様には、積極的な御発言をいただきますようお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

(事務局)

<定足数確認>

<傍聴者報告>

<資料確認>

(事務局)

それでは、審議会規則第4条により、審議会の議長は会長が行うこととなっておりますので、以後の進行につきましては、近藤会長にお願いをしたいと存じます。

(会長)

それでは、私が議長を務めさせていただきます。

まず、審議会運営要領の第5条第2項に基づく会議録の署名につきましては、後藤委員と徳田委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

### (3) 議事

#### 愛知県人権尊重の社会づくり条例第5条第1項に基づく基本計画案について

(会長)

それでは早速、議事に入りたいと存じます。まず、(1)「愛知県人権尊重の社会づくり条例第5条第1項に基づく基本計画案について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

<資料1、2に基づき説明>

(会長)

ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問がございましたら、挙手をお願いします。

(委員)

修正案について、私の要望した点も入れていただきまして、ありがとうございます。表現については特に意見はありません。

発達障害のことも、32ページの⑤、⑥の部分を入れていただきまして、ありがと

うございます。よい表現になっていると思います、評価したいと思います。そこで、その部分ではなくて、「④特別支援教育の充実」の部分についてですが、大変、苦勞されて表現されているのではないかと拝察しました。私は、特別支援学校については、やはり拡大する方向というのは誤っているのではないかという立場をとっています。必ずしもこれは文科省や県の教育委員会の方針とは一致しないのではないかとはいっていますが、昨年の10月に国連の障害者権利委員会から勧告されましたように、日本は特別支援学校が拡大していて、文科省はこれをさらに拡大しようという方向のように感じておりますけれども、やはり本来はインクルーシブ教育ということで、一般の人と障害を持っている人ができるだけインクルーシブに教育を受けられる方向に持っていくとことが正しいのだらうと思います。この文章がどちらに読めるかですね。多分、微妙なバランスのもとで書かれていると思いますので、あえて修正することはないと思いますが、やはり愛知県としては、ここにはインクルーシブ教育を目指すということが含まれていますので、その方向をぜひ目指してほしいと思います。これは、議論をしだすと教育委員会の方も巻き込んだ大変大きな議論になるものですから、避けますけれども、やはり方向としては、日本だけが国際潮流から離れた方向に行っていると思いますので、できるだけこれからはインクルーシブ教育を目指す、特別支援学校が縮小していくという方向が望ましいのではないかと考えております。

もう一つは、最後の交差性の概念ですが、これは私も大賛成でして、ぜひ入れていただければと思うのですが、その関係で、37ページの冒頭に「3相互に認め合い支え合う連携・協働の関係づくり」とまとめられましたけれども、これはどうも交差性と読めない感じがします。私は、人権について、この交差性というのは大変重要な概念だと思っていて、いろいろな所でこれを主張していますが、この表題は、中身を見ると交差性は非常に重要だと強調していただいています、表題はそれが読めないのが非常に残念です。ですから、「交差」ということを言葉として、表題の中に入れるような工夫が必要ではないかと思っております。今度のこの計画では、非常に重要な概念になっておりますので、これを入れる方向で工夫ができないかと思っております。

(会長)

具体的に修正した方がいいというのは、今の最後の部分ですね。

(委員)

はい。

(事務局)

この場では考えつかないですけれど、施策目標のところでは、最後に括弧書きで、<交差性>というのを入れていますので、括弧で入れるのが簡単かと思っております、

一度検討してみます。

(委員)

3の表題は、これで一般の県民なり読んだ人が交差性ということを抑えられるかということ抑えられないですよ。交差性が大変重要であるということが読みきれない。単にお互いみんな協力してやりましょうということしか入らないから、人権について、最近の交差性に鑑みてこういうことが必要だとか、推進するとか、交差性という言葉を入れた方が強調されるのではないかと思います。施策目標のところには括弧書きで<交差性>と書いてあるのも、普通の人には、これと交差性がなんの関係があるのかなと思ってしまって、すぐには理解していただけないのではないかと思います。短時間の間に修正は難しいかもしれませんが、せっかくですから、もしできたら、修正した方がいいと思います。おそらく日本の人権の文章で初めて使われる交差性という言葉だと思いますので、ぜひ入れていただければと思います。

(事務局)

検討して、御相談させていただければと思います。

(委員)

私も、御指摘のように、3の表題は変えたほうがいいと思います。例えば、単純にはっきり出すのであれば、「交差する人権課題を踏まえた連携・協働の関係づくり」とすれば分かると思います。やはり表題に入っていた方が、目次にも入ってくるので、せっかくですし、はっきり出す方がいいと思います。

その他二つありまして、一つは、プランとしてはこれでいいと思うのですが、せっかくいいプランを作ったので、今後、これを普及していかなければならないという時に、このボリューム感のものをみんなが見るかということ、関心のある人たちでも、なかなか熟読はしないと思いますので、例えば、対象別や年齢別、テーマ別という形で、何かもう少し使いやすいものを作る、特に学校のことを考えると教材的にこれを使えるようなものを作っただけでもいいかと思います。例えば、小学校では、性的なことが意識されるような時期なので、そういうところや、いろいろな形で、今後、作っただければと思います。

もう一つは、この審議会の将来的な議論の対象についてです。かなり多様なテーマの課題を打ち出していくことになるので、差別問題を考えたときに、今は、本邦外出身者のいわゆるヘイトスピーチについては、市民からの申し出等を踏まえてオフィシャルに審議することとなっていますが、私としては、差別問題というのは、本邦外出身者に対して現れるときもあれば、別のことで現れるときもあるので、そういう点では、それ以外の問題についても、オフィシャルには制度上難しいとしても、県でそういうのを受けた時に諮問をするような運用上の形として、そうした問題も積極的に、部落差別などのいろいろな問題を踏まえて、扱えるようにしてい

ないと、結局、プランが機能しないのではないかと考えています。そういう意味で審議会のあり方や進め方、運用のあり方も、今後、合わせて考えていただけたらと考えております。

(事務局)

せっかく審議会がありますので、何かいろいろと問題がありましたら、御審議いただけるような形を考えたいと思います。

教材についても、予算は取っていないですが、どういう形にするか考えたいと思います。

(委員)

施策目標3のタイトルは、「交差する人権課題」もいいのですが、もう一つの別案として「複合的な人権課題を踏まえた」というのはどうでしょうか。複合差別と交差性差別と両方の使い方があって、交差するというのがすぐに分かるかなというのがあるので、複合的の方がおそらく分かりやすいという気がします。それも一つの案として御検討ください。

(事務局)

どちらがよろしいでしょうか。

(委員)

括弧で<交差性>というのが入るなら、複合性というのも実は同じことを指しているのですよということになるとと思いますが、少し違いますか。

(委員)

一般的には複合性の方が誰でも分かるのですが、ここであえて新しい言葉、日本の人権で交差性という言葉を使うのは多分愛知県が初めてだと思うのですよ。ですから、ある意味では、アイキャッチとか新しい言葉の方がいいです。私も複合性という言葉は方々で使っていますが、愛知県で交差性という言葉が使われていたので、私は感心しました。よく勉強されているので、ぜひそれを生かした方がいいと思っています。

(委員)

分かりました。私の案は取り消します。

(委員)

障害の部分の30ページと33ページに関して、二点お話をさせていただこうと思います。

一点目は、「①障害者差別解消の推進」の内容ですけれども、先日、名古屋市の名古屋城の問題で、名古屋市が市の対応要領の見直しをされております。その中で、重視しなければいけないのは、市の職員として、差別発言があった場合には、その場で何らかの形できちんに対応するということが非常に積極的に盛り込まれたと思っております。ここで「本県としては」となっておりますので、この対応要領をある程度見直していくという予定であれば、県の職員がそれを遵守するという形でもよろしいかと思うのですが、ここまで多くの国民が関心を寄せた差別対応だったものですから、多少は、この文章の中に、何かあったときには、発言等を積極的に止めるなり、何らかの指摘をするということが伺えるような文言があってもいいのではないかと思います。特にここをこう変えてほしいという趣旨ではないですが、そういったニュアンスが伝わるということも大事かと思えます。

二点目は、33 ページの「⑦職業的自立の促進」のところですが、パラグラフの二段目に、雇用率の達成を推し進めていくということがすごく強調されて書かれていますが、障害者総合支援法改正の附帯決議において、いわゆる障害者雇用代行ビジネスに関しては、やはり何らかの丁寧な実態確認をする必要があるのではないかとこの決議がされております。それで、特に愛知県の場合は、この障害者雇用代行ビジネスを最も推進している県でもありますので、今後、県として、障害者雇用代行ビジネスを雇用率を達成するための方法として積極的に使っていくのかどうかというところを、ここでは特に障害者代行雇用ビジネスと直接は言わないまでも、例えば、「障害者雇用代行ビジネスに関わる諸課題に関して注視しながら」などの文言を少し加えてもいいのかと思いました。

(会長)

30 ページのところで、「県職員が『障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領』を遵守する」の部分は、「本県としては臨機応変に県職員が」とすれば、そのニュアンスが伝わりますか。「臨機応変に」を加えればよろしいでしょうか。

(委員)

少し違うと思います。

(委員)

今の委員の意見は大賛成です。いわゆる障害者雇用ビジネスは、あれは絶対にけしからんということです。私のところにもよく来るのですが玄関払いしております。就労するためには、例えば、「障害者の人権の向上に繋がるような雇用率の向上」というように入れればいいのではないかと。あれは障害者の人権の向上には繋がらないですよ。つまり、障害者だけを孤立して農業をやらせているわけです。やはり障害者と会社が一緒になって働くことで本当の雇用に繋がるから、どこかに「障害者の人権の向上に繋がるような雇用率上昇」といったことを入れれば、少し歯止め

がかかるのではないかと思います。例えば、33 ページのところ、「事業者に対し障害者の人権の向上に繋がる」や「障害者の人生の生きがいに繋がる」、「人生の質の向上に繋がる」といった文章を入れればいいのではないかと思います。直接、障害者雇用ビジネスを排除するところまで書きたいところですが、必ずしも違法とは言えないという解釈を厚労省はとっていますので。

(事務局)

障害者雇用ビジネスは出さずに、今おっしゃられたような「障害者の人権の向上に繋がるような雇用率の達成」というような形にしたいと思います。

(委員)

私の意見は、そうしておけば、その意味は何かと言えば、障害者雇用ビジネスはけしからんということの意味していると言えるということです。

(委員)

先ほどの30 ページのところですが、例えば、①の3行目の、「そのため、本県としては」の次に、「不当な障害者差別は決して許さないとの決意のもとで」というように、強調することをはっきり出す形がいいと思います。

(委員)

障害者のところで確認させていただきたいのですが、「障害」の記述の仕方は、「障」は漢字で「がい」は仮名で書く自治体が増えていて、従来ある国の法律などはそのまま使って、今後の表記は変えていくという自治体もあります。今後、県で「障害」という言葉の表記の仕方について、例えば、「害」の字は害や被害といったイメージがあるので使わないといった考え方もありますが、「障害」の漢字表記についての考え方を確認させてください。

(事務局)

特に何かあるわけではなくて、前例を踏襲してこういう形になっているのですが、逆にどう表記するのがよいでしょうか。

(委員)

私は、本で書くときは難しい昔使っていた「碍」という字に変えているのですが、ただ、障害者のことを専門にされている研究者の方は、社会の構造の方に障害があって、人間の側に害があるわけじゃない、そういう意味で害を使うならそれでいい、社会的な障害だから、という意見もあります。こういう一般的な文章では、法律用語のような形を使っている方が読まれやすいかもしれないですが、ひらがなにするのも一案かとは思いますが。



(委員)

このプラン案では、愛知県の障害者の条例に基づいてといったように書いてありますので、私も漢字を使うのは全然違和感はないのですけれども、他の自治体では表記を変えていくといったところもあると聞いたこともあったので、愛知県の方向性として、どういう方向になっていくのか確認させていただきました。だから、使ってはいけないということではなく、漢字の方が分かりやすいし、法律そのものも漢字を使っている法規の方が多いので、それで構わないと思います。

(委員)

一方で、「児童」の方も、最近では、こども基本法とか、「こども」を使い出したので、だんだん変わってくるのではないのでしょうか。

(委員)

今の件は、それでいいと思うのですが、国の方では、このことについて審議会で議論されていて、結局、結論が出ていません。表記を変えても再び差別が起こってしまうということも考えられます。それから、私自身は、今、日本障害者リハビリテーション協会の会長をしていますけれども、そこに、ほとんどの障害者団体が入っていますけれども、私どもは現在、漢字の表記を使っています。障害者団体、当事者団体ですけれども、反対はありません。「害」をひらがなに変える方向が強いですけれども、これについては、県の方針として、もしその方がいいということであれば、あるいは、当事者なりがそれでいいということであれば、変えることは別にいいと思いますが、ただ、変えたからといって、それが何かプラスになるわけではないので、結局、県の方針ではないかと思います。それから、条例も全部「害」をひらがなに変えた場合は、プランの方も変えないといけないと思いますが、条例を変えてない以上、この表記で統一しても、少なくとも当事者団体が異議を唱えることはないと思いますから、大丈夫だと思います。

(事務局)

担当部局に確認した上で、どうするか検討したいと思います。

(委員)

愛知県の障害者福祉プランは、26年度までのプランですが、「障害」と漢字を使っていますので、全く問題はないと思いますが、今後の方向性としてはどのような考えお持ちかということを確認だけさせていただきました。ありがとうございました。

(委員)

広範に渡ってよくまとまっていて、大変だったのではないかと感心していたところですが、昨日、もう一度読み返した時に、少し違和感を覚えたところがありました。私の感じ方がおかしいのかもしれませんが、感想といったところですが、それは、資料1の施策目標の3番目、先ほどの交差性のところで、交差性の説明が難しいということはよく分かって、例を出すと分かりやすいから、例を出しているということは理解できたのですが、ここにだけ突然、「被差別部落の女性のように」という例が出てきて、そこから始まるということで、この「被差別部落の女性のように」というところを読んだときに、あれっと思いました。つまり、被差別部落というのは、ある人たちが差別していいと思っている地域のことであって、実際、差別されている地域はあるのですが、何というのでしょうか、想定された地域というか、特定の人々が想定した地域だと思えますので。ここに「被差別部落の女性のように」と書いてあると、実態としてというか、現実には、例えば、「障害があります」というのは現実にあることですが、現実にある地域ではあるけれど、被差別地域というのは、差別してもいいと思っている人にとって存在する地域ではないかと思えます。だから、それが突然出てくると、そういう地域があるならどこの部落なのかといったことにもなりますので、例として適切ではないのではないかと思いました。だから、もし何か例を出さないといけないなら、「障害を持つ女性」と言った方が、障害があっても女性だから二重にということによいのではないかと思えます。この被差別部落という例について、皆さんにもお伺いしたいと思うのですが、私は、少し読んでいて、一番前に出てくるせいもあって、何故かなというように感じております。

(会長)

プランの中に部落差別の問題も入っているので、そういう意味では別にあってもいいと思いますが、他の例にした方がいいということであれば、それでもいいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

他の例にするのであれば、先ほどの「障害がある女性」ということでいいかもしれませんが、この形でいくのであれば、「部落差別と女性差別のように」という表現の方がいいのではないかと思います。どちらかに変えるのがいいかと思います。

(事務局)

全く新しい目標になるので、いろいろな表現がごちゃ混ぜになる中で、混乱していた部分もあるのですが、おっしゃられることもそうかなと思います。ここだけ、具体的に「何々のように」という表現になっていること自体が、おっしゃられるように、改めて見ると違和感を覚える気もします。2ページ目の注2のところに、「インターセクショナルリティという概念で説明され、」以下の部分で説明がされていて、例も書いてあるので、文章の方にはなくてもいいのかもとも思いました。

(委員)

ある事例として、障害があつて、シングルマザーで、女性の場合の社会保障をどうするかといったものがありますが、三つ重なることになるけれど、そうすると大変だろうなというのが伝わりやすいし、事例としてそれが問題となった裁判があるので、そういう例で書くのも一案かもしれません。

(事務局)

プラン本文の 37 ページには、いろいろな例をあげていまして、高齢者と外国人、障害者と性的少数者といった例も、本文の中に入っていますので、施策目標の説明として、何かもし、こうした方がいいという御意見があればいただければと思います。

(委員)

例としては後ろにあるので、消してしまうのも一つの案だと思いますし、もし、何か施策目標のところにも入れるとしたら、県として特に意識して取り組みたいというのがあれば、はっきり「このように」と出すというのは意味があると思います。深い意味がないのであれば、消す方がいいかと思います。

(委員)

交差性の話をなるべく具体的にイメージしてもらおうという意味では、こういった表題の部分をどう頭出しするかというのは、印象としてはすごく大事ではあると思います。ただ、私も気がつきませんでした。この例の書き方はあまりよろしくないと思います。逆に、あまりよくない印象、差別的な印象を与えます。ですので、今、委員からも御提案がありましたが、最初に、差別の部分引用するのであれば、37 ページに書いてあることと同じことを書いてもいいと思います。例えば、「高齢者と外国人、障害者と性的少数者といった人権課題が交差している場合には」というように書くと、こちら側との整合性もとれますし、文章としてもコンパクトなので、印象もつきやすいし、ということです。それから、女性というのは、障害者の分野でも、対応要領などに書く時に、複合性の話として一番出てくるのは、子どもと女性が複合した時のことですが、特に今回は広いので、女性と限定してしまわず、性的少数者と書く方がいいと思います。37 ページの書き方で、第一段落目の 8 行目、「さらには」以降の事例の部分ピックアップすると綺麗かと思いました。これも一つの案です。

(委員)

感想のようなことですが、今お聞きしていて、やはり、施策目標ということなので、ここの本文の中には書かないで、後ろに書いてあるように、この部分は、「様々

な人権課題が交差している場合には」としておいて、注のところに、もう少し具体的に、先ほどのような課題、37 ページに書いてあるような例を書いた方がよいのではないかと思いました。施策目標は全体に関わることで、どの課題を優先するかといったことになってくると、それ自体が非常に難しいと思いました。むしろ注のところで、もう少し具体的に書いていただくとよいのではないかという感想を持ちました。

(事務局)

では、削除するという案も含め、表現については検討したいと思います。

(委員)

30 ページに「高齢者虐待防止の推進」の項目を入れていただきまして、ありがとうございました。その中で、この前半の部分で、高齢者虐待について、家庭に目が入るようになったから、それが社会問題になっているというように読み取れるのですが、今はどちらかというところ、施設での虐待がニュースなどで取り上げられているので、それについて少し触れてもらいたいと思います。後半の方で、要介護施設に対して適切な指導対応を行うことが書かれているので、それとの繋がりもあって、前半のところ、その施設での虐待が社会的な問題というところを入れてもらえるといいと思いました。

(事務局)

はい。

(委員)

資料1、概要の「プラン策定の背景」のところ、「さらには、日本国憲法や国際人権条約にもさかのぼりながら」の部分は、「国際人権諸条約」とした方が厳密であって、条約をあまり知らない人は、国際人権規約だけを扱ったものと思うかもしれませんが、「諸」を入れていただければと思います。

(委員)

確認ですけれども、高齢者のところは、虐待防止の項を入れていただいているのですが、障害者のところをよく見ますと、「差別や虐待を受けるなどの人権侵害」ということで「虐待」と入れてはいただいているのですが、虐待防止の項はありません。障害者施設での虐待も大きな課題になっています。(5) 子どもには児童虐待防止の項、(7) 高齢者には虐待防止の項、というように丁寧に入れていただいています。(8) 障害者には、文中に虐待が入っているのでそれでいいかと思ってしまうところもありますが、障害者について、虐待防止の項目を設ける／設けないの検討はされたかどうかということだけ、確認をお願いします。

(事務局)

特にしていません。

(委員)

早く気がつけばよかったのですが、今日、改めてこれ見たときに、障害者のところだけ項目がなかったのも、新たな項目を設けるのは難しいかもしれませんが、書き込めるところに少しそのニュアンスを加えていただけたらと思いました。先ほどの「差別や虐待を受けるなど」のところ強化できるものがあつたら、お願いしたいと思います。

(事務局)

はい、分かりました。

(委員)

先ほどの30ページの「⑤高齢者虐待防止の推進」のところの文章ですが、改めて読むと、若干やはり文章に違和感があると思いました。潜在化していたのが、家庭に入ること、深刻な社会問題化したという部分の文章ですが、言っていることは分かるのですが、何かこう、因果関係的に若干正確でない文章のような気がするの、ここはもう少し練った方がいいかもしれないと思います。いろいろな人が入ったから社会問題化したという、そのニュアンスが、意味は分かるのですが、やはり少し違いませんか。先ほど施設の問題も踏まえて、ここの最初の4行はきちんと書き直した方がいいと思います。

(事務局)

はい、そうですね。背景は書かなくてもいいので、例えば、高齢者虐待は家庭でも施設でも問題になっていうといった書き方がいいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

それでいいと思います。

(委員)

私も、これは潜在化していたのが表に出たのではなくて、そもそも実態的に多くなってきたのだと思います。隠れていたものではなくて、実態として多くなってきたということを強調した方がいいのではないかと思います。何故かと言えば、結局、要介護の高齢者の症状が重くなったとか、それを支える人が少なくなったとか、それが主たる原因ですから。それによる疲労、過労によって、ついあたってしまうと

いうところが最大の原因であって、そういうことが分かる形で修文した方がいいのではないかと思います。高齢者の状態や介護する人の状態などから、このような虐待が増えている、それから支える人が少なくなった、そういうことが主たる原因ですから。

(事務局)

はい。ありがとうございます。

(会長)

それでは、この議題については、以上とさせていただきます。

### 愛知県ファミリーシップ宣誓制度について

(会長)

次に、(2)「愛知県ファミリーシップ宣誓制度について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

<資料3、4、参考資料1に基づき説明>

(会長)

ただいまの説明に関しまして、御意見・御質問がございましたら、挙手をお願いします。

(委員)

この宣誓制度によって宣誓して、証明書が交付されると、社会的な認知を得られますので、当事者はとても安心すると思います。その時に、証明書がA4サイズで交付され、カード型の証明書も出されますので、これも携帯できて大変便利だと思います。しかし、今のこのネット社会においては、スマホで提示したいのです。ですから、これをスマホで提示できるような形をこれから検討していただければと思います。スマホで提示できない間、おそらく当事者は、交付していただいたこの受理証明カードを写メに撮って、それをスマホの画面に出して見せるということもやるとは思います。ネットに接続して、その時にIDとパスワードを入れれば、タイムスタンプ付で、これがいつでも画面に表示できるようになりますから、これからの課題として、ぜひ検討していただければと思います。よろしく願いいたします。

(事務局)

証明書の形態については、電子データの形も検討はしたのですが、今回は、証明

書に知事印、公印を押印した方がいいということで、押印せずに即日発行するような自治体もありますが、当事者の方に聞きますと、やはり知事印が押印してあるのとないのでは重さが違うというお話もございましたので、まずは、紙ベースで押印できるものかと考えています。

ただ、御指摘もごもっともでございますので、その辺は関係部局とも協議して、将来的にできることがありましたら、そういったものも含めて引き続き検討はしていきたいと思っております。

(委員)

教えていただきたいのですが、証明書は出しても、法的効果は発生しないので、行政処分にはならないので、申請したけれど認められなかった場合の不服審査の対象にはならないという理解でいいかということと、その場合、納得できない場合の可能性として、個人情報の訂正といった手続きもありますが、申請したけれど認められなかった場合に、納得できない場合はどういう手続きが想定されているのかということをお教えいただきたいです。

(事務局)

おっしゃるとおり不服審査の対象にはならないかと思いますが、納得されなかった時の対応までは、まだ検討が進んでおりませんので、他の自治体にも確認して、後日、御回答させていただきたいと思っております。

(委員)

実際に運用していくと、やはり、そういうトラブルが出てくると思います。いろいろな形の申請がある中で、これは違うのではないかという判断もあると思います。運用が始まった後のことが少し気になったので、御検討いただけたらと思います。

(委員)

口頭ではファミリーシップ制度と呼んでいて、それができると思っていたのですが、「宣誓」制度という名前になっています。自治体によって「宣誓」が入るところも入らないところもありますが、何か「宣誓」を積極的に入れる意味があるのでしょうか。なるべく短い方がいいし、結局、略称としてファミリーシップ制度と呼んでしまうような気がしますけれど。

(事務局)

最近の傾向としましては「宣誓」以外に「届出」という自治体も出てきておりまして、ただ、「届出」だと、出されたものを登録するだけといったことになりますので、そこところが違って、やはりお二人の意思を表明するという意味を含めて、「宣誓」という言葉を入れさせていただいております。確かに、ファミリーシップ

制度と言ってもいいのかもしれませんが、我々としては、二人に宣誓していただき、宣誓した関係性を示すものという意図を込めて、「宣誓」とさせていただきます。

(事務局)

「宣誓」には重きを置いておりまして、というのは、例えば、同性愛者で将来を共にとおっしゃっているお二人について、我々が性的少数者であることの実定認定をすることはできませんので、あくまでも宣誓をしていただいたことを証明するというので、「宣誓」としております。ですので、通称でファミリーシップ制度と呼んでいただくのは、全くやぶさかではないのですが、正式名に「宣誓」は入れたいと考えております。

(会長)

他によろしいでしょうか。それではお時間もまいりましたので、これで終わらせていただきます。

本審議会においては、ただいまいただいた意見を除いて、事務局案に賛成ということにさせていただきます。事務局におかれましては、各委員の意見を踏まえ、次回の審議会に向けて、最終的な要綱案の作成に当たっていただきますようお願いいたします。

それでは、これで終わらせていただきます。委員の皆様には長時間にわたり御審議をいただき、誠にありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、最後に事務局から閉会のごあいさつを申し上げます。

(事務局)

本日は、大変活発に御審議をいただきまして、大変多くの貴重な御意見をいただきました。ありがとうございました。本日いただきました御意見を含めまして、この基本計画の策定とファミリーシップ宣誓制度の構築をしてまいりたいと考えております。委員の皆様には、引き続き、御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

(事務局)

それでは、これをもちまして第3回愛知県人権施策推進審議会を終了させていただきます。